大分県漁業調整規則（抜粋）

第３６条（禁止期間）

次の表に掲げる水産動植物は、それぞれ同表に掲げる期間はこれを採捕

　してはならない。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 名　　称 | | 禁　止　期　間 |
| ア　ワ　ビ | | １１月１日から１２月１０日まで |
| サ　ザ　エ | | １１月１日から１２月１０日まで |
| イ セ エ ビ | | ６月１日から８月３１日まで |
| テ ン グ サ | | ８月２０日から翌年３月３１日まで |
| ア　　　 ユ | １月１日から５月１９日まで | |

２　前項の規定に違反して採捕した水産動植物又はその製品は、これを所持し、又は販売してはならない。

第３７条（体長等の制限）

　　次の表に掲げる水産動物で、それぞれ同表に掲げる大きさのものはこれ

を採捕してはならない。

|  |  |
| --- | --- |
| 名　　称 | 大　き　さ |
| マ　ダ　コ | 体重２００グラム以下 |
| ア　ワ　ビ | 殻長１０センチメートル以下 |
| サ　ザ　エ | かくがい長径２センチメートル以下**＊１** |
| ハ マ グ リ | 殻長４センチメートル以下 |
| ア サ リ | 殻長２．５センチメートル以下 |
| バ カ ガ イ | 殻長４センチメートル以下 |
| ト リ ガ イ | 殻長６センチメートル以下 |
| イタヤガイ | 殻長６センチメートル以下 |
| クルマエビ | 全長１０センチメートル以下 |
| イ セ エ ビ | 全長２０センチメートル以下 |
| ガ ザ ミ | 甲の幅１５センチメートル以下 |
| ウ ナ ギ | 全長２０センチメートル以下 |
| ボ ラ | 全長１０センチメートル以下 |
| マダイ・チダイ | 全長１２センチメートル以下 |
| ブ リ | 全長１５センチメートル以下 |

**＊１**　サザエの石灰質のふたの長さ

２　前項の規定に違反して採捕した水産動物又はその製品はこれを所持し、

　又は販売してはならない。

第３９条（禁止漁具、漁法）

　　次に掲げる漁具又は漁法により水産動物を採捕してはならない。

　１．発射装置を有する「もり」又は「やす」

　２．水中に電気を通じてする漁法

　３．干がたえびかき漁法

　４．瀬戸内海において火光を利用するやす突漁法

　５．干がたにおいて火光を利用する漁法

第４９条（遊漁者の漁具漁法の制限）

　　漁業者が漁業を営む場合若しくは漁業従事者が漁業者のために従事して

する場合又は試験研究のために水産動植物を採捕する場合を除き、次に掲

げる漁法又は漁法以外の漁具又は漁法により水産動植物を採捕してはらな

い。

１．さおづり及び手づり

　２．たも網及びさで網（さより又はしらうおの採捕に使用する場合を除く）

　３．投網（船を使用しないものに限る）

　４．「やす」及び「は具」

　５．徒手採捕

参考：貝類の殻長と魚類の全長の図解

